

西福岡病院における院内感染対策の取り組み

1. 基本的考え方

医療法人西福岡病院における院内感染症の発生・まん延の予防と防止のための対策を立案・討議し、かつ効率的に推進していきます。実施に当たっては基本方針と対策を全職員に周知徹底し、患者さんならびに職員の安全確保に取り組んでいきます。

2. 院内感染対策を推進する組織

院内感染対策を推進するために、感染対策委員会（以下 委員会）を設置し、院内感染対策における指導的役割と責任を果たしています。また院内感染対策の実働組織としてインфекションコントロールチーム（ICT）を設置し、委員会がこれをサポートしています。委員会は毎月 1 回定期開催されますが、必要に応じて臨時委員会を開催し、院内感染に関する喫緊の課題を討議します。

3. 職員研修

感染防止に関する意識の向上を図るため、全職種を対象にした研修会を年 2 回定期開催します。必要に応じて、定期開催以外に随時研修会を開催します。

4. 感染症の発生報告と現場へのフィードバック

法令に定められた感染症の発生届とは別に、院内における感染症や耐性菌等に関する感染症レポートを作成し、ICT での検討を踏まえレポートを現場にフィードバックします。

5. 院内感染発生時の対応

院内において看過できない感染症が発生した時は、臨時委員会を招集し、感染経路を明らかにしてそれを遮断する対策を講ずるとともに、家族や外来患者にも周知し、院外への拡散を防止するよう努めます。届出義務のある感染症が発生した場合は、感染症法に則り行政機関に報告します。

6. 患者さんへの情報提供

感染症が流行している場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報を提供し、感染防止のための手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いしています。

7. 院内感染に対する指針の閲覧

感染対策に関する取組は院内に掲示し、患者さん及びご家族さまの希望に応じ常時、その詳細を閲覧可能にしています。

8. 院内感染対策マニュアル

院内感染対策に関するマニュアル「院内感染対策マニュアル」を作成し、必要に応じてマニュアルを見直し、改訂しています。